

ドライバーの年齢にかかわらず、交通安全はみんなで守る

「道路交通法」での「運転可能」とは？



自動車等の運転者は、前条の規定(無免許運転、飲酒運転)による場合のほか、**過労、疾病、薬物(麻薬、向精神性の薬品その他内務部令が定めるものをいう。)**の影響その他の事由により**正常に運転することができないおそれがある状態**で自動車等を運転してはならない。

(道路交通法第42条:過労時等の運転禁止)

つまり、正常に運転できるか否か。
ではなく、「おそれ」がある状態では運転はできません！！

1. 運転に影響する疾病(病気)とは？

運転に影響する疾患は「認知症」だけではありません。

・てんかん ・再発性の失神 ・糖尿病(無自覚性の低血糖症) ・躁うつ病 ・睡眠障害(重度の眠気)など。**自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれのある病気** (道路交通法施行令第33条の2の3 第90条第1項)は



病気によっては、一定期間(例:6ヶ月後など)の医師の再診察が必要な場合や症状の改善により、運転が再開できることもあります。
個人差もありますので、運転免許センターや主治医にまずは相談してみましょう。

2. こんな薬を内服していませんか？

～運転に注意が必要・運転してはいけない薬～

運転禁止の対象となる薬は、**2700種類超**(医療用医薬品の25%は運転禁止薬です)。処方薬に限らず市販薬も含まれています。

【運転等に影響を与える主な薬】

抗認知症薬 消炎鎮痛剤・疼痛治療剤や鎮痙・鎮痛剤(痛み止め) 睡眠薬 抗不安薬
抗うつ剤 抗てんかん薬 抗ヒスタミン剤(アレルギーの薬) 散瞳点眼薬 抗ガン剤
抗パーキンソン病薬 抗真菌剤 禁煙補助薬などがあります。

血糖値や血圧によっても、意識状態が変わるため、持病がある人も注意が必要です。
処方薬と運転の関係。一度、主治医や薬剤師に相談してみましょう。



3. 高齢運転者標識(もみじマーク)とは？



「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれ」のある**70歳以上の者**は、高齢運転者標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならないとする。(道路交通法第71条の5第3項)
努力義務のため違反者に対する罰則はありません。

表示対象者がもみじマークを付けて普通車両を運転しているとき、危険防止のためにやむを得ない場合を除いて、この車に対して「幅寄せ」や「割り込み」をした場合には、道路交通法違反になります。